

令和4年2月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金) 午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 12人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 報告第48号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第49号 携帯電話無線基地局設置に係る事業計画書受理の件(報告)

報告第50号 農用地利用配分計画の認可の件(報告)

報告第51号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 義勝	主 幹	江田 直也
主 任	田島 克章	主 事	清水 大輝

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に松本薫委員、抜井俊委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

説明いたします。

報告第48号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第49号、1、携帯電話無線基地局設置に係る事業計画書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第50号、1、農用地利用配分計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

報告第51号、1、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の件、別紙のとおり

令和4年2月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

本総会は報告案件のみとなるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局よりご報告いたします。

1ページをご覧ください。

まず、報告第48号番号1について報告します。

報告第48号番号1は、農地法第5条の規定による届出書受理の件となっております。

番号1につきまして、権利が使用貸借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆となります。

所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目は畑であり、面積は上から 201 m²、9.72 m²、90m²であり合計300.72m²となります。

現況地目につきましては、宅地になっております。

当該地は市街化区域であり、農地転用の届出につきましては原則転用する前に届出を出すことになっておりますが、本案件につきましては、届出を出す前に転用工事に着手しておりました。住宅を建築して地目変更登記をしようとしたときに、農地転用届出の手続きを失念していたことに気づいたとのことで、今後このようなことがないように気を付ける旨の理由書が地権者より提出されているところでございます。

今回は理由書の提出をしてもらうことにより、事後の提出を認めたものであります。ご承知おきのことと存じますが、市街化区域、市街化調整区域を問わず、農地転用申請・届出なくして転用することは違反転用になりますので、日々の農地パトロールなどで違反転用地であると思慮されるものがありましたら、毎月提出していただいている農地パトロールの報告書に記載ください。

内容に戻ります。

貸人が、〇〇〇〇 〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請事由は、一戸建て住宅2棟の建築として受理済みです。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、4ページから8ページまでの配置図、平面図、立面図をご覧ください。

続いて報告第49号についてご報告いたします。

9ページをご覧ください。

報告第49号は、携帯電話無線基地局設置に係る事業計画書受理の件となります。これは、農地に携帯電話用の電波塔を設置することは、農地法第5条の許可等の例外に該当し、認定電気通信事業者が事業主体のときは農地法の手続きは不要となっております。しかし、その場合であっても事前に事業計画書を農業委員会に提出していただくこととなっております。

番号1につきましては、

権利が賃借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇

の計1筆となっております。

なお、地番については、実際に分筆はしておりませんが、農業委員会で把握するために孫番標記をして同一地番内を分けております。

所在につきましては、10ページから13ページまでの案内図、公図の写し、平面図、立面図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積が1,542㎡のうち2.25㎡となっております。

貸人が〇〇〇〇 〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請事由は、携帯電話無線基地局の設置として受理済みです。

続いて報告第50号についてご報告いたします。

14ページをご覧ください。

報告第50号は、農用地利用配分計画の認可の件となっております。

この案件は、令和3年11月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議をいただき、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、権利が使用貸借権の設定となっております。

所在につきましては、15ページから16ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇で

面積が上から97㎡、1,225㎡、1,097㎡の計2,419㎡で登記簿地目、現況地目ともに畑です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇 〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和4年2月1日から令和10年1月31日までの6年間となります。

なお、公告日は令和4年1月28日となっております。

続いて報告第51号についてご報告いたします。

17ページをご覧ください。

報告第51号は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の件となっております。

農業経営基盤強化促進法においては、都道府県、市町村が、当該地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標及びこのような農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の目標並びにこのような農業経営を目指して経営改善を図ろうとする者への支援措置の在り方等について総合的な計画を定めることとし、都道府県においては農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、市町村においては、都道府県の基本方針に即して、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定することとされています。

このたび、当町は、令和2年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正により埼玉県の基本方針が変更されることに伴い、町の基本構想を変更するものです。つきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、農業委

員会の意見を伺うものです。

基本構想について、主な改正点につきましては、資料1をご覧ください。

(1)につきましては、農林業センサスより、農家1戸あたりの平均耕地面積を経営耕地面積÷農業経営体数で求めています。変更前の数字につきましては直近の統計の数値と異なっており、2020年の農林業センサスの数値を算定根拠としました。

(2)につきましては、これまでは、埼玉県の基本方針における「主たる従事者1人あたりの年間農業所得」を560万円としてきており、それに即する形で当町の基本構想においても同じ数字を用いてきた。しかし、三芳町内の農業の実情により近い年間農業所得が求められることから、380万円に変更するものです。算定根拠について説明します。算定根拠は農林水産業分の市町村民所得÷農業経営体で、それにより主たる従事者1人あたりの年間農業所得の目標の数値としています。

農林水産業分の市町村民所得は、埼玉县市町村民経済計算という統計調査において、項目の一つに市町村民所得があり、その市町村民所得という項目のうち、農林水産業のみの市町村民所得の数値を使っており、9億1千万円となっております。農業経営体は、2020年農林業センサスから出される数値で、経営耕地面積が30a以上の規模の農家などが対象となっており、三芳町は237経営体となっております。あてはめて計算しますと、9億1千万円÷237経営体＝383.96万円となり、約380万円となります。基本構想原案における、この「主たる従事者1人あたりの年間農業所得380万円程度」は地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を目標値として掲げるものですので、実際の年間農業所得の実績より多少高いところはあるにせよ妥当ではないかと考えております。

(3)につきましては、法改正により農地利用集積円滑事業に係る規定が削除されたことから、それに伴い当町の基本構想についても変更するというものになります。

(4)につきましては、農用地の利用の集積に関する目標ですが、埼玉県の目標値に合わせて変更したものです。

資料2につきましては、新旧対照表、資料3につきましては、基本構想原案であり、いわゆる溶け込み版となっております。

事務局からの報告は以上です。

会長

以上で、本日の総会における事務局からの報告はすべて終了しました。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 4年 3月 25日

議長 鈴木 浩

署名委員 松本 薫

署名委員 抜井 俊